

人材紹介に関する基本契約書

株式会社●●●●●（以下「甲」という）と株式会社フューチャ・ホテルズ・プロビジョン（以下「乙」という）とは、甲からの依頼に基づき乙が甲に行う人材の紹介に関して、以下のとおり基本契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、乙に対し、甲の必要とする人材の採用のため、人材の紹介を依頼し、乙はこれを承諾した。

（紹介の内容）

第2条 甲が依頼した職位・職務要件等の人材求人情報に基づき、乙は該当する候補人材を求め、該当者（以下「丙」という）に対してコンサルティングを実施した上で、適切と判断した丙を甲に紹介する。

（選考採用）

第3条 甲は、乙が前条により紹介した人材（丙）を自ら選考の上、適当と認めた場合には、求人条件等に基づき採用する。

（対価の支払及び時期）

第4条 ①甲は、乙が紹介した丙を採用し、入社に至った場合、人材紹介の対価として、甲が採用する丙の初年度標準年収（税引前支給予定額をいい、各種手当等も含む）の、30%相当額及びその消費税を支払う。この場合において、甲及び乙は、丙の氏名、採用日、初年度標準年収、紹介の対価の額等必要な事項を別途の書面により確認するものとする。

② 乙が紹介した当該人材が、専ら甲の事由により退職に至った場合、いったん受領した前項の対価は返却しない。なお、当該退職が甲による前項の対価の支払い前であっても、甲の対価支払い責務は消滅しないものとする。

③ 乙が紹介した丙が、専ら丙の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、採用日から1ヶ月以内の場合は、第1項に定める対価の全額を返却する。採用日から3ヶ月以内の場合は、第1項に定める対価の3分の1を返却する。

この場合、甲の依頼があれば、乙は引き続き誠意をもって別の人材の紹介を行う。

④ 甲は、乙の請求書が到達した月の末日までに、第1項に定める対価及びその消費税相当額を、以下の口座に振り込むものとする。振込手数料は、甲の負担とする。

口座名義 株式会社フューチャ・ホテルズ・プロビジョン
三井住友銀行 日本橋支店 普通預金 No.8429530

(労働条件の明示と確認)

第5条 甲は、乙が紹介した人材について採用を決定した場合には、その者（丙）が入社するにあたって労働基準法第15条に基づく労働条件明示書面の写しを乙にも交付するものとする。この場合、乙は丙に同明示書を手交し、その内容を確認する。
なお、甲及び丙との間で別途雇用契約を締結するものとする。

(情報の守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本業務の遂行に関して得られた甲の会社に関する情報及び乙が紹介した人材（採用に至らなかった者を含む）に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩することを禁止し、相互に守秘義務を負うものとする。

(反社会的勢力の排除)

第7条 ①甲及び乙は相手方に対し、本契約締結以前及び本契約期間中において次の各号に該当し、かつ、各号を遵守することを表明し、保証し、誓約する。

- (1) 自己が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、もしくはこれらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）ではないこと
- (2) 主要な出資者、役職員又は実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと
- (3) 反社会的勢力を利用しないこと
- (4) 反社会的勢力に財産的利益又は便宜を供与しないこと
- (5) 反社会的勢力と親密な交際や密接な関係がないこと

②甲及び乙は、前項について自己の違反を発見した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとする。

③甲及び乙は、相手方が前各項に違反した場合は、催告その他なんらの手続も要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとする。

(権利)

第8条 甲は、乙から紹介を受けた候補者について、本契約期間中及び終了後も、紹介から12ヶ月の間に、甲（甲の子会社又は関連会社も含む）においてどのような形であれ雇用するに至った場合は、本契約書に基づき、乙へ対価を支払うものとする。

(中途解約)

第9条 甲又は乙は、契約期間内であっても、1ヶ月前までの予告をもって本契約を解約することができる。

(契約解除)

第 10 条 ① 甲又は乙は、相手方が、本契約の条項に違反し、相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、当該期間になお違反が是正されない場合は、本契約を解除することができるものとする。

② 甲又は乙は、前項の規定にもかかわらず、次の各号に該当する場合は催告を行うことなく直ちに本契約を解除することができるものとする。

- (1) 支払いの停止又は差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始の申立があったとき
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (3) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (4) 監督官庁による営業許可の取消及び営業停止等の処分があったとき
- (5) その他、社会的信用を喪失したとき、又は喪失することが明らかになったとき

(契約に定めのない事項等の取扱い)

第 11 条 甲及び乙は、この契約に定めのない事項又は解釈上の疑義を生じた場合、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(有効期限)

第 12 条 この契約書の有効期間は、 年 月 日 から 年 月 日 までの 1 年間とする。

(なお、有効期間満了 1 ヶ月前までに甲、乙異議のないときは、さらに同一条件で同一期間自動的に更新するものとし、以降も同様とする。)

以上、本契約書締結の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各 1 通保有する。

年 月 日

甲

乙 〒103-0026

東京都中央区日本橋兜町 19-8 八重洲 KH ビル 6 階
株式会社 フューチャ・ホテルズ・プロビジョン
代表取締役 藤江 秀仁

人材紹介に関する基本契約書

株式会社 フューチャ・ホテルズ・プロビジョン

(紹介事業許可 許可番号 13-ユ-312914)

東京都中央区日本橋兜町 19-8 八重洲 KH ビル 6 階

TEL 03-3661-2800 FAX 03-6231-0474

<http://www.fhp234.jp/>